

NPO 法人桜枝育英奨学会奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、NPO 法人桜枝育英奨学会（以下「本会」という。）定款第3条及び第5条の目的、事業を達成するために、必要な事項について定めるものとする。

(小学生の資格)

第2条 本会の奨学生となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 久留米市に居住する者の子弟であり、かつ、大学（短期大学を含む。以下同様とする）並びに大学院に進学する者
- (2) 親の年収が350万円以下の一人親の子弟であり、かつ、大学並びに大学院に進学する者

(奨学生の数及び奨学金)

第3条 前条の奨学生の数は、毎年5名程度を採用し、終極20名を原則とする。ただし、毎年度の事業計画により、増減するものとする。

- 2 大学奨学金の額は、月額20,000円とする。
- 3 奨学金は返還を要しないものとする。

(給付の期間)

第4条 奨学金の給付期間は、給付を開始したときから、奨学生の現に在学する正規の最短修業期間とする。ただし、休学期間は修業期間に算入しないものとする。

(願出の手続)

第5条 奨学生になろうとする者は、次の各号の書類を在学学校長を経て、本会に提出しなければならない。

- 一、奨学生願書
- 二、当該学校長の推薦理由書

(奨学生の採用)

第6条 奨学生の採用は、第5条の規定により原則として、学校長の推薦した者のうちから本会の指定する選考委員会の選考を経て、理事会で決定する。

- 2 奨学生に決定された者は、所定の誓約書を保証人連署のうえ、本会に提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第7条 奨学金の給付は、毎月奨学生本人に送金する。

(奨学金の辞退)

第8条 奨学生で奨学金を必要としない事由が生じたときは、当該奨学生は本会へ辞退を申し出なければならない。

(奨学金の休止)

第9条 奨学生が休学したときは、その期間奨学金の支給を休止する。

(奨学金の廃止)

第10条 奨学生に成業の見込みがないと認められたとき、又は奨学生として適当でないとして認められたときは、奨学金の給付を廃止することができる。

(学業成績表の提出)

第11条 奨学生は、毎年学年末日までに、当該年度の学業成績表、在学証明書を本会へ提出しなければならない。

(異動の届出)

第12条 奨学生は、次の各号の一に該当するときは、保証人と連署して直ちに本会に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 奨学金を辞退する事由が発生したとき。
- (3) 本人または保証人の住所、その他重要な事項に異動があったとき。

(死亡等の届出)

第13条 保証人は奨学生であった者が、死亡もしくは失踪宣言をうけたときは、戸籍抄本を添えて直ちに本会に届け出なければならない。

(奨学生の指導)

第14条 本会は、奨学生を、将来社会有用の人材として育成するために必要な一般教育の支援、並びに奨学生の学業成績、生活状況に応じた適切な指導を行うものとする。

(実施細目)

第15条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

附則

- 1 この規程は、本会の設立の日から施行する。